

事例3 大阪製鐵(株)による東京鋼鐵(株)の株式取得

第1 当事会社

大阪製鐵株式会社(法人番号1120001028390)(以下「大阪製鐵」という。)は、^{いっぽんかたこう}一般形鋼、棒鋼等を製造販売する会社である(以下、大阪製鐵の親会社である新日鐵住金株式会社〔法人番号3010001008848〕〔以下「新日鐵住金」という。〕と既に結合関係が形成されている企業の集団を「新日鐵住金グループ」という。)

東京鋼鐵株式会社(法人番号1010001034144)(以下「東京鋼鐵」という。)は、一般形鋼を製造販売する会社である。

以下、大阪製鐵と東京鋼鐵を併せて「当事会社」といい、新日鐵住金グループと東京鋼鐵を併せて「当事会社グループ」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、大阪製鐵が、東京鋼鐵の株式に係る議決権を50%を超えて取得することを計画しているものである(以下「本件株式取得」という。)

関係法条は、独占禁止法第10条である。

第3 本件審査の経緯及び審査結果の概要

1 本件審査の経緯

当事会社は、平成27年7月以降、本件株式取得が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後、同年8月20日に届出会社から、独占禁止法の規定に基づき本件株式取得計画の届出書が提出されたので、当委員会はこれを受理し、第1次審査を開始した。当委員会は、上記届出書その他の当事会社から提出された資料を踏まえつつ、第1次審査を進めた結果、より詳細な審査が必要であると認められたことから、同年9月18日に届出会社に対し報告等の要請を行い、第2次審査を開始するとともに、同日、第2次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第2次審査において、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。また、届出会社から順次提出された報告等のほか、当事会社グループに属する事業者、競争事業者¹、卸売業者及び需要者に対するヒアリングの結果等を踏まえて、本件株式取得が競争に与える影響について審査を進めた。

なお、届出会社に対する報告等の要請については、平成27年11月10日に提出された報告等をもって、全ての報告等が提出された。

2 審査結果の概要

¹ 「競争事業者」には、当事会社グループに属する事業者を含まない。

本件においては、本件株式取得により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。当該審査においては、新日鐵住金の少数株式保有会社²である共英製鋼及びトピー工業並びにトピー工業の少数株式保有会社³である北越メタル（以下、3社を併せて「共英製鋼等」という。）を当事会社に対する一定程度の競争圧力として評価した。このため、当委員会は、今後、当事会社グループ（共英製鋼等を除く。以下第3の2において同じ。）が共英製鋼等の議決権を追加取得し、又は役員兼任の範囲を拡大するなどして、当事会社グループと共英製鋼等との間の結合関係が強まり、当事会社グループと共英製鋼等との間の競争関係の程度が弱まったり、当事会社グループが共英製鋼等との間で業務提携を行うことなどにより、中小形一般形鋼に係る取引分野における競争を実質的に制限することとならないかについて、今後とも注視していくこととした。

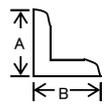
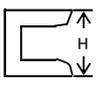
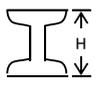
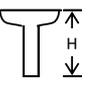
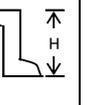
第4 一定の取引分野

1 商品範囲

(1) 形鋼の概要

形鋼とは、半製品であるブルームやビレット等を出来上がり形状に合わせた溝が掘られたカリバーロール（孔型ロール）を付けた圧延機又はユニバーサル圧延機で一定の形の断面となるように圧延して製造した鋼材である。

形鋼は、断面形状により、鋼矢板、H形鋼、山形鋼、I形鋼、溝形鋼等に分類される。また、鋼矢板及びH形鋼を除く形鋼を一般形鋼といい、一般形鋼は断面の形状ごとに、二辺の合計値や高さ等に応じて大形形鋼及び中小形形鋼に分類される。山形鋼は中小形が多く、I形鋼及び溝形鋼等は大形が多い。

山形鋼	溝形鋼	I形鋼	T形鋼	Z形鋼
				
大形形鋼	A+B>200mm(除<125x90)		H>100mm	
中小形形鋼	A+B≤200mm(含む125x90)		H≤100mm	

形鋼の断面形状ごとの用途についてみると、鋼矢板は、連続壁が形成できるように断面の両側に嵌合継手が設けられた板状の杭の総称であり、土留めや止水等の用途に用いられる。また、H形鋼は、断面がHの形状となるように圧延して製造された長い構造用鋼材であり、建築・土木・橋梁用の主要構造部材として利用され、形鋼全体の過半を占める代表的品種である。他方、一般形鋼には、山形鋼、I形鋼、溝形鋼等の種類が存在するところ、H形鋼とは異なり建築・土木工事用の補助部材や船舶の構造材等

² 新日鐵住金の少数株式保有会社として、共英製鋼株式会社（法人番号5120001062898）（以下「共英製鋼」という。新日鐵住金の議決権保有比率26.7%・単独第1位）及びトピー工業株式会社（法人番号2010701019419）（以下「トピー工業」という。新日鐵住金の議決権保有比率20.5%・単独第1位）が存在する。

³ トピー工業の少数株式保有会社として、北越メタル株式会社（法人番号9110001023162）（以下「北越メタル」という。トピー工業の議決権保有比率36.0%・単独第1位）が存在する。

に用いられている。

一般形鋼に係る取引には、電炉メーカーが、商社又は特約店等（以下、併せて「商社等」という。）に対して需要者やその取引条件（価格等）を指定せずに商品を売り切る場合（「店売り」と呼ばれる。）と、電炉メーカーが需要者と直接取引条件に関する交渉を行い、直接又は商社等を通じて商品を販売する場合（「紐付き」と呼ばれる。）があり、大半は店売りの取引となっている。

上記のとおり、形鋼にはH形鋼及び鋼矢板も含まれるものの、H形鋼及び鋼矢板については、当事会社は競合していないことから、本件では、H形鋼及び鋼矢板を除いた一般形鋼について検討した。

(2) 需要の代替性

一般形鋼には、断面形状・寸法等に応じて多様な品種が存在し、用途によって使い分けられていることから、個々の一般形鋼製品間に需要の代替性はない。

(3) 供給の代替性

一般形鋼には様々な寸法があるところ、カリバーロール（孔型ロール）の付替え等により、同一の生産設備で寸法の異なる製品を製造することができるため、基本的には供給の代替性が認められる。他方、中小形一般形鋼と大形一般形鋼は、同一の設備で製造されている場合があるものの、両者の生産効率が異なること等の理由により、別々に製造ラインを設けることが多いことから、中小形一般形鋼と大形一般形鋼の間の供給の代替性は限定的である。また、実際に主に中小形一般形鋼を製造している事業者と主に大形一般形鋼を製造している事業者では顔ぶれ及び市場シェアの分布が異なる。したがって、大形と中小形との供給の代替性は限定的である。

他方、一般形鋼の断面形状については、カリバーロール（孔型ロール）の付替え等により、同一の生産設備で断面形状の異なる製品を製造することが可能であることから、異なる断面形状間には供給の代替性がある。

以上から、本件では、「中小形一般形鋼」及び「大形一般形鋼」を商品範囲として画定した。

2 地理的範囲

中小形一般形鋼及び大形一般形鋼は、日本全国の製造拠点において製造され、製造された地域にかかわらず日本全国で販売されているという実態があることから、地理的範囲を「日本全国」と画定した。

第5 競争の実質的制限についての検討

上記第4のとおり、本件では、商品範囲を「中小形一般形鋼」及び「大型一般形鋼」、地理的範囲を「日本全国」と画定したが、大型一般形鋼についてはセーフハーバー基準に該当したことから、以下では、中小形一般形鋼について検討する。

1 当事会社グループの地位

(1) 市場シェア

本件株式取得により、中小形一般形鋼について、当事会社グループの合算市場シェア・順位は約60%・第1位、HHIの増分は約1,300となり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成26年における中小形一般形鋼の市場シェア】

順位	事業者名	市場シェア	
1	新日鐵住金 グループ	約45%	
		大阪製鐵	約25%
		共英製鋼	約15%
		トピー工業	0-5%
	北越メタル	0-5%	
2	A社	約35%	
3	東京鋼鐵	約15%	
4	B社	0-5%	
5	その他	0-5%	

(2) 当事会社間の従来競争の状況

本件では、当事会社は日本全国においていずれも10%超の市場シェアを有しており、競合関係がみられる一方で、地域ごとにみると市場シェアの分布が一定程度異なっている。本件において実施した計量経済分析⁴によれば、生産拠点と需要地との近接性がコスト競争力に有意な影響を与えていることを示す結果が得られており、地域ごとの市場シェアの分布の違いは、コスト競争力の違いを反映しているものと考えられる。そのため、当事会社間の実際の競合の程度は地域ごとに異なっていることが考えられたことから、地域ごとの市場シェア分布の違いによる競合の程度の強弱等について検討した。

当事会社双方の生産拠点から離れている北海道及び東北（国内出荷量の約10%）においては、日本全国の市場シェア分布とほぼ同等（ただし、東京鋼鐵の生産拠点から近い東北においては大阪製鐵と東京鋼鐵のシェアは逆転している。）であり、日本全国で見た場合と同等の水準で競合していると考えられる。他方、当事会社のいずれか一方の生産拠点から需要地の距離が離れているなどの事情が認められるその他の地域においては、一方の市場シェアが極めて低く競合の程度が強くないなどの事情が認められることから、当事会社間の競争が失われることが市場に与える影響はそれほど大きくないと考えられる。

⁴ 後掲注5における計量経済分析。

2 競争事業者等の状況

(1) 競争事業者の状況

有力な競争事業者として、市場シェア約35%を有するA社が存在しているほか、複数の競争事業者が存在し、各社とも一定程度の供給余力を有している。

(2) 当事会社グループ内の結合関係の評価（共英製鋼等）

ア 概要

大阪製鐵の親会社である新日鐵住金は、共英製鋼及びトピー工業の株式に係る議決権の20%を超えて保有し、かつ、株主順位が単独第1位であることから、新日鐵住金と共英製鋼及びトピー工業との間には、それぞれ結合関係が認められる（企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針〔最終改定：平成23年6月。以下「ガイドライン」という。〕第1の1(1)ア(イ)）。

これに対して、当事会社は、新日鐵住金と共英製鋼及びトピー工業との間の結合関係は、「完全に一体化して事業活動を行う関係」とはいえず、緩やかな結合関係にとどまることから、当事会社に対する競争圧力として働く旨主張した。

このため、新日鐵住金が共英製鋼等の競争行動に影響を与えたり、共英製鋼等を除く当事会社グループが共英製鋼等の利害を考慮して行動するようになったり、株式保有関係を通じて新日鐵住金と共英製鋼等との間で非公開のセンシティブ情報が共有されたりすることなどにより、共英製鋼等を除く当事会社グループと共英製鋼等が協調的な行動を採るようになるか否かについて検討を行った。

イ 結合関係

(ア) 共英製鋼について

新日鐵住金の議決権保有比率は20%を超える程度であり、兼任役員は非常勤社外監査役のみである。また、共英製鋼の代表取締役及び相談役が合計14.65%の株式を保有している。その他、業務提携関係はなく、取引関係もごく小額にとどまる。

また、新日鐵住金は大阪製鐵及び共英製鋼の双方の事業の成果に強い利害を有していると考えられるものの、中小形一般形鋼においては、市場シェア約35%の有力な競争事業者であるA社が存在しており、下記(3)の状況等を考慮すれば協調的行動を採らせるインセンティブに対する牽制力となると考えられる。

さらに、新日鐵住金においては、共英製鋼に対する少数株式保有関係に基づいて、共英製鋼の競争上センシティブな情報にアクセスすることはできないと認められる。

(イ) トピー工業について

新日鐵住金の議決権保有比率は20%を僅かに超える程度であり、兼任役員は

いない。また、一般形鋼事業に関する業務提携関係はなく、取引関係も一般的なものに過ぎない。

また、新日鐵住金は大阪製鐵及びトピー工業の双方の事業の成果に強い利害を有していると考えられるものの、中小形一般形鋼においては、市場シェア約35%の有力な競争事業者であるA社が存在しており、後記(3)の状況等を考慮すれば協調的行動を採らせるインセンティブに対する牽制力となると考えられる。

さらに、新日鐵住金においては、トピー工業に対する少数株式保有関係に基づいて、トピー工業の競争上センシティブな情報にアクセスすることはできないと認められる。

(ウ) ヒアリング結果

競争事業者、卸売業者及び需要者に対するヒアリングによれば、共英製鋼及びトピー工業は、新日鐵住金の持分法適用会社ではあるものの、当事会社に対する一定程度の競争圧力として働いているとのことであった。

(エ) 小括

以上から、新日鐵住金と共英製鋼及びトピー工業との間の結合関係は強いとはいえず、共英製鋼及びトピー工業を当事会社に対する一定程度の競争圧力として評価することとし⁵、トピー工業と結合関係の認められる北越メタルについても同様に一定程度の競争圧力として評価することとした。

ウ 競争圧力の評価

共英製鋼は約15%、トピー工業及び北越メタルはそれぞれ0-5%程度の市場シェアを有しており、いずれも一定程度の供給余力を有している。

(3) 従来の競争状況

電炉メーカー間における、過去の市場シェアの変動は相当大きく、電炉メーカー間で協調的な行動が採られ、市場シェアが固定化しているといった事情は認められない。

⁵ 本件では、共英製鋼を除く新日鐵住金グループと共英製鋼との間の競合の程度と、共英製鋼を除く新日鐵住金グループと共英製鋼以外の事業者との間の競合の程度が異なるか否かを分析するため、旧新日本製鐵株式会社（以下「旧新日鐵」という。）と旧住友金属工業株式会社（以下「旧住金」という。）との合併（以下「平成24年合併」という。）により、旧新日鐵グループに属する大阪製鐵及びトピー工業と、旧住金グループに属する共英製鋼が同一グループの構成企業となったことで、商品ごとのプライスコストマージン（プライスコストマージンは、数式「{(商品価格-限界費用) / 商品価格} × 100」によって定義される値をいい、以下「PCM」という。）にどのような変化が生じたかについて計量経済分析を行った。当該分析によれば、平成24年合併により新日鐵住金グループのプレゼンスが上昇した品種群（中形等辺山形鋼のうち2辺の長さが50mm以上75mm以下のもの）よりも、プレゼンスが上昇していない品種群（中形溝形鋼のうち2辺の和が150mm以上のもの）の方が平成24年合併後のPCMの上昇幅が大きいとの結果が得られた。かかる結果は、共英製鋼を除く新日鐵住金グループと共英製鋼との間の競合の程度と、共英製鋼を除く新日鐵住金グループと共英製鋼以外の事業者との間の競合の程度に有意な差が認められないことを示すところ、第5の2(2)における調査結果と整合するものであり、当委員会の判断は経済分析の結果も踏まえて行ったものである。

3 輸入

輸入に係る制度的な障壁はないものの、品質やデリバリー能力等の観点から、需要者が輸入品に切り替える可能性はほとんどない。

したがって、輸入圧力はほとんど働いていないと考えられる。

4 参入

高炉メーカー及び大形の形鋼を主に扱う電炉メーカーによる参入は期待できないものの、棒鋼メーカーが参入する可能性がある。

したがって、一定程度の参入圧力が働くと考えられる。

5 隣接市場からの競争圧力

中小形一般形鋼の一部の用途（ソーラーパネル用の架台、配管・空調ダクト、輸出用パレット、無線通信基地局の構造部材等）において、薄鋼板を冷間でロールフォーミング成形（折り曲げ加工）することにより製造する軽量形鋼が代替品として使用されることがある。

したがって、用途によっては一定程度の隣接市場からの競争圧力が働くと考えられる。

6 需要者からの競争圧力

基本的に国内メーカーの商品間に品質差はなく、商社等や需要者にとってメーカーの切替えは比較的容易であり、商社等や需要者は価格や納期対応を重視してメーカーを選択する傾向がある。

複数購買を行う商社等や需要者は、需給動向、鉄スクラップの価格動向及び他メーカーの価格を引き合いに出して価格交渉を行っており、価格引下げ圧力が働いているといえる。

また、店売りの場合、1社購買を行う中小規模の特約店が存在するところ、かかる特約店は、他の商社等と価格競争を行っており、競争的な価格で商品を仕入れることができなければ、販売先を他の商社等に奪われることになる。そのため、電炉メーカーは、かかる特約店を通じて需要者からの価格引下げ圧力を受けているといえる。

さらに、鉄鋼製品の需要は縮小傾向にあり、東京オリンピック・パラリンピック需要が期待できるものの、それ以降は減少が一段と加速するおそれがあるため、供給量が需要量を構造的に上回ることにより、需給動向の変動が価格に反映されやすい中小形一般形鋼については、更に価格引下げ圧力が強まると考えられる。

以上のとおり、商社等や需要者から十分な競争圧力が働いている。

7 独占禁止法上の評価

以上のとおり、実質的に当事会社間の競争が失われることによる影響は限定的であるところ、有力な競争事業者1社を含む複数の競争事業者が存在すること、共英製鋼等が当事会社に対する一定程度の競争圧力として働くこと、一定程度の参入圧力及び隣接市

場からの競争圧力があること、需要者からの相当程度の競争圧力が働くと考えられることから、単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

また、上記に加えて、当事会社間の従来競争状況を踏まえれば競争単位の減少に伴って競争者の行動の予測可能性の確度が高まる程度も限定的と考えられること、十分な供給余力を有する競争事業者や共英製鋼等が価格の引下げによる売上拡大のインセンティブを有すると考えられること、過去の市場シェアの変動は相当大きく、従来から電炉メーカー間で協調的行動が採られていたといった事情も認められないことから、協調的行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することともならないと認められる。

第6 結論

本件株式取得により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。